

**新型コロナウイルス感染症の  
電話相談(7月10日時点)**

[発熱などの症状の相談]かかりつけ医が▶いる場合=電話でかかりつけ医へ ▶いない場合=東京都新型コロナ相談センター☎0120-670-440 \*受け付けは24時間(土・日曜日、祝日を含む)/墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443 \*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く) \*感染症による不安やストレスなどの相談も可 \*診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照[後遺症の相談]墨田区後遺症相談センター☎5608-1443(最初に「後遺症の相談」と伝える) \*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

**新型コロナワクチン接種の問合せ**

墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル☎0120-714-587 \*受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)

**新型コロナウイルス感染症と新型コロナワクチン接種に関する  
最新情報は区ホームページをご覧ください**

新型コロナウイルス感染症 | 新型コロナウイルスワクチン接種

区HP 区HP(やさしい日本語)

区HP 区HP(やさしい日本語)

**第5弾を実施します  
PayPayポイント還元キャンペーン**

墨田区商店街連合会と区は、区内の商店を支援するとともに、区民の皆さんに買物を楽しんでもらうため、区内の対象店舗でキャッシュレス決済サービス「PayPay」で決済すると、一定のポイントが還元されるキャンペーンを実施します。

**[対象店舗]**区内のPayPay導入店 \*大型店およびコンビニエンスストア、チェーン店等を除く  
**[期間]**8月19日(土)～9月30日(土)**[還元率]**10% \*商店街の店舗は30%(商店街の店舗は墨田区商店街連合会のホームページで後日掲載予定)**[付与上限]**1回の決済につき3000ポイント \*期間中最大1万2000ポイント \*ポイントは支払い日の翌日から30日後に付与予定 \*詳細は区ホームページを参照**[問合せ]**産業振興課産業振興担当☎5608-6187

**ご注意ください  
緑化相談の一時休止**

緑と花の学習園(文花2-12-17)で、毎週土曜日の午前9時半～午後3時半(正午～午後1時を除く)に実施している緑化相談を、8月は休止します。

**[問合せ]**環境保全課緑化推進担当☎5608-6208

**隅田川花火大会当日はご注意を  
自転車保管所の自転車返還  
時間の一部変更**

7月29日(土)は隅田川花火大会開催のため、厩橋および銅像堀自転車保管所の自転車返還時間を変更します。

なお、荒天等で中止となった場合は、通常どおりの返還時間となります。

**[対象]**▶厩橋自転車保管所 ▶銅像堀自転車保管所**[7月29日の自転車返還時間]**正午～午後4時半**[問合せ]**土木管理課交通安全担当☎5608-6203

**ご利用ください  
チリダニの検査**

夏は、アレルギー性疾患の原因になると言われるチリダニが増えやすい季節です。区では、皆さんが持参した家のほこりの中にあるチリダニの量を測定し、効果的な改善方法を助言するチリダニの検査を実施しています。

ほこりの集め方など、詳細はお問い合わせください。

**[対象]**区内在住の方**[費用]**無料**[申込み]**事前に生活衛生課生活環境係(区役所5階)☎5608-6939へ

**障害のある方への虐待を防ぐために  
墨田区24時間障害者虐待  
通報ダイヤル**

虐待を防ぐには、小さな兆候を見逃さず、早期に発見することが大切です。「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」により、障害のある方への虐待を発見した方は、区市町村へ通報する義務があります。

虐待を受けたと思われる障害のある方を発見した方や、虐待を受けた方、虐待をしたと悩んでいる方は、すぐに通報ダイヤルへご連絡ください。秘密は厳守されるため、連絡した方が特定されることはありません。また、虐待ではなかった場合でも、通報したことへの責任を問われることはありません。

**[連絡先]**墨田区24時間障害者虐待通報ダイヤル☎3625-1103・FAX5608-6423・E:syougaihukus@city.sumida.lg.jp**[問合せ]**障害者福祉課障害者相談係☎5608-1304・FAX5608-6423

**自分らしい日常生活を応援します  
墨田区がん患者ウィッグ購  
入費等助成事業**

がん治療に伴う外見の変化による心理的負担を軽減するため、ウィッグや補整具の購入費等の一部を助成します。

**[対象]**次の全てに該当する方▶申請時点で墨田区に住民登録がある▶がんと診断され、がん治療による脱毛や乳房の切除等により、ウィッグや補整具が必要である▶他の法令等に基づく同種の助成等を受けていない**[助成対象品]**▶頭部補整具(ウィッグ、装着用ネット、ウィッグ付帽子)▶胸部補整具(人工乳房、補整下着等)**[助成金額]**助成対象品の購入またはレンタルにかかった費用 \*上限3万円**[助成回数]**対象者1人につき1回**[申請期限]**領収書の日付の翌日から1年以内 \*領収書の日付が4年4月1日～5年5月31日の場合は6年6月1日まで \*申請方法の詳細は区ホームページを参照**[問合せ]**保健計画課健康推進担当☎5608-8514

**送付します  
介護保険負担割合証**

8月1日時点で要介護(要支援)認定または介護予防・生活支援サービスを受けている方に、新しい「介護保険負担割合証」(薄緑色)を送付します。介護サービスを利用している方は、ケアマネジャーまたは事業所、入所中の施設に負担割合証をご提示ください。現在お持ちの負担割合証は、8月1日以降に問合せ先や各出張所へ持参するか、郵送でご返却ください。

**[問合せ]**〒130-8640介護保険課給付・事業者担当(区役所4階)☎5608-6149

**現況届の提出をお忘れなく  
児童扶養手当**

児童扶養手当を受給している方に、7月下旬に「現況届」を送付します。また、児童扶養手当の受給開始から5年が経過する等の要件に該当する方には、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を事前に送付していますので、未提出の方は併せて期限までにご提出ください。なお、郵送で提出する場合は、同封の返信用封筒をお使いください。直接提出する場合は、下記の期間中にご来庁ください。

**[受け付け日時]**8月4日(金)～14日(月)の午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日を除く) \*初日は午後1時15分～、最終日は午前11時30分まで**[会場]**区役所会議室31(3階)**[問合せ]**子育て支援課児童手当・医療助成係☎5608-6376

**ご存じですか  
特別児童扶養手当**

心身に中度以上の障害がある19歳以下の児童を養育している方は、特別児童扶養手当を受給できる場合があります。所得制限等がありますので、対象となる方や請求方法等の詳細は、お問い合わせください。すでに手当を受給している方は、8月初旬に所得状況届(現況届)の用紙を送付しますので、8月中に提出してください。

**[手当額(月額)]**障害の程度が▶重度=5万3700円▶中度=3万5760円**[提出先・問合せ]**子育て支援課児童手当・医療助成係(区役所4階)☎5608-6376

**7月は「青少年の非行・被害防止全国  
強調月間」です  
青少年の非行・被害防止**

非行少年の数は減少傾向にありますが、少年の再犯率は3割を超えて推移しています。

また、スマートフォンやSNS等の利用に伴う犯罪のほか、女子高校生などが接客サービスを提供する「JKビジネス」のような、新たな営業形態が現れるなど、青少年の被害は深刻な状況にあります。

保護者など周りの方は細心の注意を払い、子どもの非行・被害に十分注意しましょう。

**[相談先]**▶本所警察署☎5637-0110▶向島警察署☎3616-0110**[問合せ]**地域教育支援課地域教育支援担当☎5608-6503

**区の世帯と人口(7月1日現在)**

世帯	16万5815 (+391)	
人口	28万3253 (+392)	
男	13万9487 (+184)	
女	14万3766 (+208)	

\*住民基本台帳による \* ( )内は前月比